

| 改正前（令和元年7月22日認可版） | 改正後（補正後） | 備考 |
|--|--|--|
| 新型転換炉原型炉施設 原子炉施設保安規定 | 新型転換炉原型炉施設 原子炉施設保安規定 | 変更認可申請を <u>下線</u> で示し、補正箇所（備考含む）を <u>二重下線</u> で示す。 |
| 令和元年8月 | 令和 年 月 | ・日付の修正 |
| 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 敦賀廃止措置実証部門 新型転換炉原型炉ふげん | 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 敦賀廃止措置実証部門 新型転換炉原型炉ふげん | |

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前後比較表

注) 改正後欄の下線及び点線の用いは、変更事項に含まれない。

改正前後比較表

改正前（令和元年7月22日認可版）

| 施設区分 | 設備の区分 | 設備の種類・名称 | 被備するべき仕様・性能 | 要求される機能 | 機械運転の方法 | | 点検用具 ^{a)} |
|------------------|---|---|----------------------------|---------------------------------|---------------------------------|----------------|--|
| | | | | | 機械運転手 | 相手 | |
| タービン・燃焼機器系 | 送風機 ・排気扇 ・空調機 ・台数：2台 ・台数：2台 ・台数：1台 ・台数：1台 | 送風機 ・台数：2台 ・台数：2台 ・台数：1台 ・台数：1台 | 空気淨化機能 抗微生物機能 抗微生物機能 | 送風機により機械を維持する 外観外側により機械を維持する | 送風機により機械を維持する 外観外側により機械を維持する | 1年に1回 1年に1回 | タービン・燃焼機器の外側の除去工事手順 間まで |
| 燃焼機器アーム取組 燃気系 | 送風機 ・台数：2台 ・台数：2台 ・台数：2基 ・台数：2台 | 送風機 ・台数：1台 ・台数：1台 ・台数：2台 ・台数：2台 | 空気淨化機能 抗微生物機能 抗微生物機能 | 送風機により機械を維持する 外観外側により機械を維持する | 送風機により機械を維持する 外観外側により機械を維持する | 1年に1回 1年に1回 | 燃料炉サイドの機械の外側の除去工事手順 間まで |
| 蒸気設備 | 送風機 ・台数：2台 ・台数：2台 ・台数：2台 ・台数：2台 | 送風機 ・台数：2台 ・台数：2台 ・台数：2台 ・台数：2台 | 空気淨化機能 抗微生物機能 | 送風機により機械を維持する 外観外側により機械を維持する | 送風機により機械を維持する 外観外側により機械を維持する | 1年に1回 1年に1回 | 燃素の燃焼装置の外側の除去工事手順 間まで |
| 燃焼機器燃焼設備 燃氣系 | 送風機 ・台数：2台 ・台数：2台 ・台数：2台 ・台数：2台 | 送風機 ・台数：2台 ・台数：2台 ・台数：2台 ・台数：2台 | 空気淨化機能 抗微生物機能 | 送風機により機械を維持する 外観外側により機械を維持する | 送風機により機械を維持する 外観外側により機械を維持する | 1年に1回 1年に1回 | 燃素の燃焼装置の外側の除去工事手順 間まで |
| 発電機運転制御室 制御系統 | 送風機 ・台数：1台 ・台数：1台 ・台数：1台 ・台数：1台 | 送風機 ・台数：1台 ・台数：1台 ・台数：1台 ・台数：1台 | 空気淨化機能 抗微生物機能 | 送風機により機械を維持する 外観外側により機械を維持する | 送風機により機械を維持する 外観外側により機械を維持する | 1年に1回 1年に1回 | 機器本体燃焼装置用機器の維持完了まで |
| 受電系統 | 送風機 ・台数：1台 ・台数：1台 ・台数：1台 ・台数：1台 | 送風機 ・台数：1台 ・台数：1台 ・台数：1台 ・台数：1台 | 空気淨化機能 抗微生物機能 | 送風機により機械を維持する 外観外側により機械を維持する | 送風機により機械を維持する 外観外側により機械を維持する | 1年に1回 1年に1回 | (電気工作機械安規)に基づく点検による機械と機器 所内電圧が47 kV～の受電系統に切替るまで |
| 非常用電源設備 | 送風機 ・台数：1台 ・台数：1台 ・台数：1台 ・台数：1台 | 送風機 ・台数：1台 ・台数：1台 ・台数：1台 ・台数：1台 | 空気淨化機能 抗微生物機能 | 送風機により機械を維持する 外観外側により機械を維持する | 送風機により機械を維持する 外観外側により機械を維持する | 1年に1回 1年に1回 | 各電気及び機械物質工事手順まで |
| 蓄電池 | 所内用 | 蓄電池 ・台数：2基 | 電源供給機能 | 手動にてディーゼル発電機後、電源を供給する | 手動にてディーゼル発電機後、電源を供給する | 1年に1回 | 別途表記 ^{b)} に示すナニ電源装置の供給開始まで |

別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設(7/11)

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

備 考

- ・表番号、表名称の変更
 - ・性能欄、設備、維持台数、位置、構造欄を追加
 - ・誤記訂正

・読点の統一

・ 読点の統一及び カンマの追加並び に記載位置の適正 化

改正前後比較表

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。